



神祇志料

栗田寛著述

四

特別
14
3163
178(4)

5 6 7 8 9 170 1 2 3 4 5 6 7 8 9 180 1 2 3 4 5 6 7 8 9 190 1 2 3

貴
14
3163
178(4)



神祇志料第四卷

目錄大意

門人 板垣信正謹記

此卷には、二條天皇の朝熊野日吉社を東山より遷し奉り、給ひ賀茂石清水行幸用途不足の事、武士神郡より押入て濫行せし事、六條天皇の朝齋王群行に諸事不法の事、高倉天皇の朝齋宮寮の役工を充るゝ、國司進濟を致させ、然れども平清盛嚴島祭、また中宮の爲に諸社代祭を行ふ時は甚盛なりし事、天皇清盛が横暴を憂ひて、石灰壇の御拜を行ひ、又其意に従て嚴島に行幸ありて、強て起請文を書せ奉り、剩へ神郡と兵糧を課せし事、安徳天皇朝、亂離甚しく、神祇の祭典悉く廢れ、伊勢大御神天宮に向ひ給ふ由神教ありしが、程なく神器を擁て、西海より赴き給ふの變ありし事、後鳥羽天皇神璽なくして、御位に即給ひし事、武士神宮の御厨を押領し、又は神寶を盜みなど、甚じきとまなりしを源頼朝諸國地頭に下知し、神宮役夫工米を對捍す。

る事を戒め、又書を常陸國府に下して六十餘州は立針の地に雖も唯大神
宮に御領ならぬはなむと云ふ事、諸國武士神祇を敬ふ事を知らば、庄園日
増々年中臨時の祭衰へ、日吉僧徒神輿を昇り、佐々木定綱を流罪とせむ事
を訴ふるに頼朝に威力も之を制ふかたりし事、賀茂祭使錦繡を飾り、又
諸國宰吏頻に末社別宮を設く、國領公田を寄附せし事、順徳天皇神祇崇敬
の詔を下し、又鳥羽城南寺の祭を託て、關東を伐の兵を召し給ふよ、武士等
畏くを京師に逼奉りて、官軍を破り、諸社の神物を掠奪せし事、四條天皇の
朝、道路塞ふを以て、宇佐使空しく歸りし事、石清水の民と春日神民に争ひ
依て、興福寺の僧徒、朝命を奉せば、神輿を昇出し、事後嵯峨天皇の朝、平經高
神事再興を建議し、後深草天皇の朝、大嘗會用途を省減せらし事、當時朝
廷専ら佛事を修むるを事とし、諸國司神社の修造を怠り、天下神社痛く衰
へし事、龜山天皇再興の志まつゝ事、蒙古に使來りし時、宸筆宣命を伊勢と

奉り、天下諸社に御祈あり、且諸國武士力を盡し、戦ひしかば、天神地祇も
靈威を顯ばし、烈風大に興り、賊船吹覆されし事、後醍醐天皇神事の興行を
議せしめ、諸公卿をして年中諸祭を分掌らしめし事、神々の保佑ばよ
ありしきど、天皇既に政事に怠り、神意よ承遵ひ給ハば、威令天下を行はれ
ざりし事、後小松天皇の朝、粗祭祀の禮を興されし事、恆例神事とへ猶古式
の如くならざりし事共をやらざ考へ記せたり。

神祇志料

卷四



神祇志料卷之四

當陸 栗田寬 編輯

神祇四

二條天皇

二條院天皇承暦元年春後白河上皇平治ノ亂御祈の報賽に依テ日吉社に幸
志冬又熊野社ニ幸し給ひ終ニ熊野日吉社を東山ニ遷祭りき百鍊是歲賀茂
石清水行幸の用途諸國濟ち難きシテ以テ秋に至テ之を行ふ大神寶の役夫百
人を畿内ニ徵シテ唯三十人を奉り備前諸莊園又宇佐使の供給シテ致シざる
者あり山槐記長寛元年豐受大神宮彌宜等武士の輩田畠の相論シテ號し或ハ鬱
憤の怨敵シテ稱シテ神鄰に押入シテ動シテれば神人を殺し恣シテ神供シテ妨げ合戰鬪諍
を致シテ事を訴フ神宮雜例集六條天皇仁安元年休子内親王を伊勢齋宮シテ一代要記
其群行に當テ伊賀伊勢在廳官其供給シテ設げシテ或ハ破輿シテ以テ齋王シテ迎奉
り或ハ寮の士武士に傷けらるシテ如シテ不法甚多シテ一志驛に及テ宮司ハ一事

高倉天皇

と勤る事なく寮頭ハ御膳を供奉らむ、山路又嶮々御輿行なやむを以て、齋玉泣悲み給ふに至りき。二年朝廷幣物に乏きを以て、五社奉幣使を發遣タチマダ事あたはだ。顯廣玉記 高倉院天皇承安二年、齋宮寮役工を太宰府と充シムムゑに、權門勢家新立て地多く、國司進濟シテ泥シテ、其用と供奉らシム。玉海諸國大名ハ國役に應ぜず、諸莊家司は領家に從シム。顯廣然れども平清盛其崇る所の安藝嚴島神玉記を祭り、又中宮の爲に諸神ミと祈る時は、祭式幣帛又甚盛也。參取玉海山槐記、源平盛衰記、治

承二年、中宮御產の故を以て、使シメを嚴島シマと遣し、清盛又嚴島別宮に御神樂を行ひ、新日吉に里神樂を奉り、松尾平野住吉北野貴布禰にハ成功を募て祈禱シラフ、用途を出さしめ、伊勢石清水賀茂松尾稻荷春日日吉十禪師祇園今熊野嚴島社にハ毎月三千度シテ幣ヒを奉らむ事を誓ひ、常行院總社と宮侍及有官輩をして、八女田樂タチを行はしめ、又幣ヒを石清水賀茂等賀茂上下松尾、平野、稻荷三所、田吉、日吉、梅宮、吉田、廣田、祇園、北野、貴布禰、冷泉院内石上、崇神院、宗形、大將軍堂、京極寺今熊野、白川熊野、今日吉、法興院總社、法成寺總社、宇治雖宮、北野今宮、橘逸

勢、穀倉院内八幡、朱雀院石上、法輪一居土木島、今西宮、東光寺、四十一社に奉り、又太神宮石清水賀茂松尾平

野稻荷春日吉嚴島シマに、各神馬シマツを捧シムて之シテを祈らしむ。中宮は清盛シモトが女なるを以て也。山槐記、源平盛衰記、皇子既に生シテ給ふよ及シテ、後白河法皇シマツを鳥羽殿に幽閉奉りしろば、天皇深く之シテを憂ひ、大神宮を石灰壇に拜奉り、四年春、位を安徳天皇に譲給シテ、猶清盛シモトが意を和シメけて、法皇シマツ爲よ難を紓シメへ奉らむと思して、嚴島社に幸し。百鍊鈔、源平盛衰記、又嚴島に幸シテ給ふに清盛宗盛等御供仕奉りけシム、是よりとき源賴朝兵を伊豆シマツ起シムたるを以て強シテ源氏に一つ御心ならざる由の起請文シテ書せ奉らシム。長門本平家物語、是の如きのみならず、使シメを伊勢神三郡に入れて、兵糧米シテ充課シムし、神戸シマツ民を追捕シムふる事などありしと人々怨み憤りつシテに合せて、諸國源氏起シムりしかば天下遂シテよ大シテ亂れシム。小出東鑑、源平盛衰記大意、十一月其亂を鎮シム御祈シムば爲よ承和康和の例シテよ依シムて、一郡の地を大神宮に寄奉り尋て幣ヒを伊勢以下十七社シテ奉り、山槐記十二月、天下諸國の

神に位各一階を増奉らしむ。源平盛衰記、吉記、諸神記此後文治建治の如きは皆兵亂の祈
に依て天下諸神に一階を増奉りき。源平盛衰記、諸神記、參養和元年熊野惡徒
等伊勢伊雜宮神殿を破り神寶を犯用し火を放て既に神宮よ及ばむじす、和
泉守信兼姓擊て之を退く。玉海、秋法皇左大臣藤原經宗右大臣藤原兼實宣曰
く嚮々亂逆の事を諸社よ祈らしむるに社司敢て懇祈を致す者なし故に今
保元の時沒官莊園を伊勢兩宮石清水賀茂上下日吉社よ寄奉りし例に依て
之を行はむと春日松尾平野稻荷等の神を加ふべきや否を議せしむ時に
經宗松尾三社を除て東國の神を加へ専ら大神宮八幡及宇佐を祈り給へ
奏吉記、藤原兼實名據玉海兼實曰保元四社の外春日を加ふる事尤宜きと似たり若之
を加ふる時ハ三社の中、一社を畧難し其宅住吉社ハ殊よ國家を鎮護給ふ神
明よして其名異域と聞え靈驗我朝に顯れ賜へり且開東の諸社當時沙汰に
及れど雖も鹿島香取を加奉らるべし抑併の宗廟靈社各封戸神領既よ多
し今狹少の公田を割て新立の莊園を寄る事恐らくハ神慮に叶ふべくもあ
らざれハ唯永代を限て然るべキ神事を定め給ひ它社の官幣よ預品神源平盛衰記記、百鍊
て神稅封戸なく殆ど社壇を失ふべ類皆修造を加へて社領を置給ハ。自ら
神慮と叶ふむと奏しつゝハ即保元四社の外に宇佐春日住吉等を加へて田
園を寄奉り玉海、又神祇官諸社の官司を召て本宮末社共よ源氏追討を祈らし
源平盛衰記尋て幣を二十二社よ奉り吉記、源平盛衰記又金鑑を伊勢大神宮よ奉らし
む玉海、吉記、百鍊源平盛衰記、冬法皇大神宮に幸し神樂を行ふの議あり兼實奏しけらく
觀慮に臨幸を決せらば議定に及ぶへからず昔後朱雀院の時此議ありし
に例なきを以て遂行ハれど又中原師尙姓據中原系圖が勘奏せし聖武天皇行幸の
例よりより因准よ足らば御神樂の事ハ宜しく本宮よ問て後行ハるべし抑
天下の勢已に尋常にあらざれば百千の事を全く叶ふべからず凡國の盛衰
ハ政の理亂と在なれば上天も神明を何てう君を棄奉らん今天下太平を致

その後政と淳素に復るべき御心より御願を立給はば其宅の事ハ臣が言べき所ニあらざと申せゑを以て事終止王海壽永元年冬初天皇即位の歲清盛都と攝津福原と遷し宮殿未と成らざ時に大嘗會を行はんとして之を議せしむ玉海山槐記、左大臣藤原經宗權中納言藤原忠親忠親官據等奏して云太政入道士木の功を終て皇居と新にモどき今遽ニ内裏遷幸の儀を行ふべうらざ且大嘗の禮九月必モ齋場を設く而るゝ猶皇宮と定めぞして先齋場を定る事理に背けり故弘仁遷都の時大嘗延引の例と因て明年之を行ふべし山槐左中辨藤原經房官性據公卿補任曰今年大禮を行ふハ正式と雖も先日既ニ延引の令あり期日に迫て今其儀を行ハば恐くハ神事懈怠の患あらんと申し玉海其宅公卿みな大嘗にハ十月東河又幸して御禊を行ひ北野齋場を造て神服神供を調へ龍尾壇又廻立殿を立て大嘗宮を造て神膳を供へ神宴あり御遊あり清暑堂の御神樂大極殿の大禮豐樂院の宴會あり而ゑに今宮殿未

た成らざれハ大禮行ふべらぞと奏しげれば舊都神祇官にして僅ニ新嘗祭を行ひれしが明年高倉上皇の喪を以て又其禮を果す事あらず源平盛衰記、平家物語、百鍊鈔此に至て始ニ之を行ふ世人以て不祥とす源平盛衰記、平家物語二年夏伊勢以下十社奉幣使を遣して官兵の利ある事を祈り吉記又祭主をして亂を靖むる事を大神宮に禱らしむ百鍊鈔、源平盛衰記、保暦間記時に北陸ハ兵大に破るゝを以て公卿議しけらく伊勢以下の社に法皇ハ御願書ハ奉り又幣ハ二十二社ハ捧げ石清水以下の社にハ甲冑ハ奉り諸神の階ハ増し極位の神ハ社司に一階を加へ廿二社の外諸國名神にハ式文ハ如く幣物ハ捧げ諸社神領の妨ハ止めて舊に復し追討ハ祈り給へと奏しき吉記尋て法皇祭主親俊ハ召て神宮行幸の事を祈らしめ又官寮ハ仰せて其吉凶ハトハ百鍊鈔此後親俊神宮銀劍ハ法皇ハ獻て神教ハ我ば天宮ハマツチヤに向ひ給畢ハ法皇ハ事ハ荒祭宮ハ申し附給ハり早く御劍ハ院に進ハそべし神宮ハ泰經ハ之ハ行ハと詔ハ由ハ奏ハ其事甚神

異也。吉記、百鍊鈔、平宗盛等一族天皇及神鏡劍璽を擁て西海に赴み及て法皇深く神器の都を出させ給ふ事を憂坐て之を公卿より議せしも參取玉海、百鍊、源平盛衰記、藤原經宗等以爲神鏡は濱床を立て御座を設け、恆例臨時の神事と儀にし、如在
此禮を致し、劍璽ハ踐祚後還御を諸社より祈り、其踐祚行幸の夜は累代御劍を禮儀と備らるべしと申す。玉海、源平八月法皇は皇孫尊成として、踐祚の禮を行はしむ。是を後鳥羽院天皇と。玉海、百九月參議藤原脩範と伊勢大神宮に遣して、平氏を滅ぼす事を祈る。源平盛衰記、此後藤原兼實即位の事を議して曰。

劍璽を受だして位より即の例神武以來、更よ蹕跡なし。一日を位より曠そへきにあらねば、踐祚あるべしと雖も、即位の時より劍璽の沙汰なくば、皆無例の恨を遺すのみ。あらざ殆亂を招くの源たらむ歟。因て始く此大禮を延て、三神の歸御を待れば、神明宗廟の靈意に適て、自ら鏡劍璽符を還り給はむ。凡朝廷の大事、劍璽の紛失に過る者なし。雖も君臣共に此事と歎く者なく、七月以後、

天下に務多なきとも更よ此沙汰なきが如し。今又籌策を廻らざれど、早く即位の期を定むる事、冥鑒の恐なきよりあらざ即位以前、宜しく歸座の御祈あるべしと奏る。玉海明年に至て、幣を二十二社に奉て、神器京師より歸る事を祈り、七月即位の禮を行ふ。百鍊、文治元年春、幣を伊勢石清水賀茂に捧げて、平氏を滅し神器を還し奉る事を祈らむ。住吉社司等、正月十六日夜、流鏑第三神殿より出て西方に向ひ、忌由を申せり。仍て御劍寶器を住吉及諸社より奉り、又神樂と内侍所に奏しき。百鍊既にして、平氏西海に殲され、神鏡神璽悉なく都に還り給ひ。百鍊、百爰より權中納言藤原經房參議藤原泰通を遣して、鏡璽を鳥羽より迎へ、太政官朝所より移奉る。源平盛衰記、天皇即大内に御して、鏡璽を溫明殿より坐せ奉り、神樂を奏し。玉海、百鍊、夏幣を二十二社に奉て、鏡劍京より入忌事を報賽し。殊よ神劍を得む事を祈らしむ。玉海、百鍊、六月筑前香椎宮前大宮司公友領家より命に背き遷官を妨くるの罪を責て、公友を追ひ遷官を行ひしめ、冬、關東

ム勅志て所在武土伊勢神領伊雑神戸、鈴母御厨沼田御牧員部神戸及相模小
杉御厨を押領する事を留め又齋宮用途を奉らむ東鑑初豐後住人白杵維隆
緒方維榮等宇佐神殿を破り神寶を盜む此に至て社司之を訴ふ東鑑、宇佐託宣集朝
廷公卿と下士之を議せらむ右大臣兼實奏志て曰宇佐宮黃金ハ寛治嘉保
の間仗議數度ありと雖も御體神寶の分を決せる事なしがれど師尚問注記
に放生會の儀薦御枕を神輿に載奉り黃金を入れ香爐管を神寶に列らみ脩
正の時は唯其管を彌勒寺に移奉る云之を以て思ふよ神寶たる事疑な
しと雖も崇重の趣殆御體と類り情案に宗廟の靈寶ハ猶公家の劍璽の如し
ときよ神寶紛失殘る者なしと云ふと今黃金出來る事は寶よ崇ふべし頼業
勘申そが如きは件靈寶久しく他所に安置奉る事其恐なきにあらず宜しく
新造の器を設け初度和氣使に附て送り奉るべし之を石清水宮と納るハ由
緒あるに似たりと雖も假に安置せらるゝ事還て便宜なきが如し今度の狼

籍往代の迹なし誠是朝廷無雙の濫行朝家第一の重事也尤公卿勅使を差て
告謝を乞へき歟抑我朝亂を鎮むるの根原多く彼宮の神徳より在り近年海陸
路塞り祈請屢怠るど雖も逆賊に誅伐と遂に事は即靈廟の玄應なれば今よ
り後彌冥德を仰ぐ靜謐を祈申し濫行張本に輩は其身を召て罪名を考へ法
に任せて糺斷をべし國家に大事宗廟に過るひのなき時は斷罪に法寬宥す
べからざ神官奏狀薦御枕を正體とすと云に就て之を案ふるに諸社の火災
猶廢朝あり况や宗廟御骨に紛失は神殿の回祿より超たり濫行の事去年より在
れども沙汰已に近日より在る時は何ぞ朝廷廢朝の禮を闕べけむ又曰外記
勘ふる所先規詳ならざれと石清水八幡重箱の事尤准據ども足りり
彼は新造の器也黃金は御體と擬ふる神寶也其神寶を石清水より納るに因て
ハ頼業師尙等勘奏の如く神祇官供奉並み大祓を行ひ新々箱及辛櫃を造る
べし唯其香爐箱の形狀知り難ければ黃金の寸法に依て先新器を造り辛櫃

之納めらるべき也。抑八幡壇箱破損の時度奉幣あり今度は新儀なれば奉
幣以前と先其由を告申たるに殊に宮寺と仰せて祈請を致としめ、一日も早く石
清水外寶殿と納めらるきば自ら神慮と叶はむと奏す。玉海明年春幣と石清水と
奉て假よ宇佐神寶を藏み、後愚昧記又使と宇佐に遣して其神寶を送奉らしむ。玉海
百鍊朝廷議を費す事、此の如しと雖も維隆維榮等、赦に逢て配流け罪と免る時
ハ大社を毀ち神物を盜むの大不敬を正す事あらず下、東鑑大社以
中甚く亂れ道路塞りて朝祭料を備ふる者なく、山槐記諸國の神領、武士の爲よ
妨げられて神社修造の功を致とど、玉海其甚ふきに至ては大原野神殿と亂
入て御體及神寶を盗み、稻荷の神體を取りて途に投ち、梅宮神殿を開き、百鍊宇
佐勅使と逐が如きの類舉て數ふべからず、參取玉海、東鑑百鍊鈔、於是神祭の禮典天下
よ行はれど、平氏已て滅ぶの後源賴朝に大政を任せられたるば、神祇政事のみ
な關東と出で朝廷行ふ所の祭事、纔に恆例行事に過ぎるのみ。東鑑、百鍊鈔、神
皇正統紀大意

初賴朝奏とく我朝ハ神國也、往古の神領は舊よ隨て之と奉り、又新に諸社に
所領を加増し、中よ就て鹿島大明神上洛の由風聞ありとが果てて賊徒と追却
たる事、神代冥祐と謂べ、又諸社破壊ハ從て受領の功と召付けて修營せ
ため恆例神事式條の如くならみん事を請申たかど、當時朝廷之を施し行ふ
事あたはば、比後賴朝府を鎌倉よ開くに及て、神社を修み、神領と奉るとの又多
き、東鑑、源平、二年夏、關東奏て曰、前對馬守親光、姓曾て神事成功の宣旨を蒙り
八幡宮以下、鎮守諸大明神六十餘社の寶殿を修造、或ハ放生會御輿及神殿御
戸帳、舞裝束等を飾り奉る事、准額三萬餘匹よ及べり、凡任國の時神殿修造の功
ある者、其賞と以て重任遷任と仰する例也、且賀茂齋院の成功よ依て既と重
遷任の宣旨を蒙る時ハ、早く勅裁を賜へと奏て、即勅して親光と還任せられ
き、又東海道諸國守護人と仰せて總社の破損を修造せらるむ事を請奏、秋
院宣に依て賀茂社領備後有福莊近江安曇河御厨を妨くる武士の狼籍を停

止志む、東凡近江美濃尾張參河遠江丹波攝津播磨美作備前備後伯耆出雲伊

鑑

豫周防和泉淡路紀伊阿波能登若狭加賀越中諸國みな賀茂別雷の神領御厨

あらざ忌者なし然しこども元暦中源平武士恣に神地を押妨くるを以て勅志

て神事に用途を勤むべく制志め給ひ此に至て又山城播磨周防等御厨住人に

に仰せて別雷社ヨイカサチの神役を勤志む賀茂注進雜記

引將軍家下文

三年春關東より勅志と安田義定の代官伊勢齋宮田櫛田郷を押領せ罪を責て遂に其地を收しめ又西海地

頭等より仰せて嚴島神主佐伯景弘神劍を求るべ糧米を充しむ去年秋關東比

企朝宗を使志て上皇御熊野詣に用途を献り是歲又法皇熊野詣の爲と砂金

を進む五年太神宮神人等訴に依て畠山重忠が所領沼田御厨を呂放志て吉

見賴綱より充つ沼田民又其民戸を追捕し財寶を奪ふの事を訴ふ即使を遣志

て之を停む建久元年諸國地頭等遣伊勢太神宮役夫工米を對捍するを以て

關東に勅して之を責む賴朝奏志て曰賴朝知行の國々ハ朝命のまゝ沙汰

を致し御免の莊々信濃越後上總等地頭家人等より造營所注文を下しめれ
ハ誰か宣旨を對捍せむ宇都宮熱田宮八幡宮御領所役進濟をへき由命に從
て下知を加へる廿年一度の役ハ朝家の大事なれば懈怠を致そべらばと
奏モ夏造宮使信濃未濟ありと云を以て勅して雜色時澤を使よ副て催し獻品
べき事を仰そ賴朝又書を上て曰知行八箇國充文返抄等ハ別目錄に載て之を
注進す此中相模武藏ハ近境なるを以て速く究濟の下知を加ふと雖も其他
六國ハ土地相隔る故に國務沙汰人を申付て沙汰せしめむ尾張住人重家重
忠等所課は法に任せて御沙汰あるべき也中原親能大江廣元知行の地ハ造
宮使に申狀のまゝ下知を致せり此外に輩事を賴朝に託て猥に遁避を致
こば官使をも廳使をも差遣志て嚴々責催し給へと奏志東此後賴朝手書
を常陸に下志て云伊勢太神宮禰宜等御裳澗河堤役の事に解狀を見るより
この宣旨並より勅定嚴密に上當宮より充催さるゝ神役餘社に比くあらざ何

神祇志料

卷之四

の輩か背奉らむ而もよ東國神領に居住の家人事を頼朝に寄て納法ば論を致ひ或は先例不辨の由と申て對捍を致と云り是甚神慮の恐あり早々宣下に任せて神戸御尉御菌ハ勤不勤の論を申とぞ知行八國內の家人等給田堀内と雖も神領内と雖もに於てハ一圓に充催と猶子細を申者は交名を注とて罪科に行ふべし納法ば論事不當役夫工米の濟例と准て憚に沙汰をべき也凡吾朝六十餘州ハ立針の地たりと雖も太神宮の御領ならぬ所あるべからど就中平相國世と亂り時殊に當宮に祈念仕事ありと精誠感應して忽に彼逆臣と亡し天下今と無爲なる事を得たり太神の冥助に非ざハ何より如此の朝敵を亡事と得む是を以て當宮役夫工並神稅以下訴訟をば急速度々裁定了ぬ返そく神宮禰宜の催とあらば敢て背くべからど若限外に非分の妨を成と時は之と正とべき由を識し文書所二年石清水社司等關東家人内藤盛家本社別宮領周防遠石莊に亂入て神人を傷げ神稅を抑留する

事を訴ふ依て關東に勅して之を禁めしむ_東當時諸國武士神祇を敬ふ事を知らざしと恣に振舞ふ事大抵かくの如し關白兼實が所謂頼朝天下に亂を鎮めてより太平となりぬれども莊園日増て七道大に苦しみ公事既と廢て年中臨時の祭又衰ふ大廟の神靈いかに鑒臨し給ふらむ淳樸の風慕ふと雖を及ふべからざといへるは蓋又此故也_{玉海}初近江佐々木定重が父定綱延暦寺千僧供領の鬪乏あるを以て日吉社官等神鏡を捧げ定綱が門戸城壁を破り家人を責恥ふ郎從之を防きつるに社官を傷き誤て神鏡を打破りき故其僧徒八王子客人十禪師祇園北野等の神輿を昇來て定綱を罪せむ事を訴ふ_{東鑑天台座主記百鍊鈔}法皇武士を遣して之を止めむれども聞ぞ各神輿を陣頭に棄去_{百鍊鈔}朝廷已む事を得ぞ遂に定綱と遠流と處せむも頼朝に威力を以て頗る之を憤りかど又如何じをもる事あたばざりき_{參取東鑑四年伊勢石}清水等十二社と使を遣し幣を奉て疱瘡天變を祈らしむ大内記宗業姓伊勢

神祖志料

卷之四

宣命草を奉るゝ、神道佛界に祈るの語あるを以て、藤原兼實三寶の字あるべ
からざる由を難るに、他社の例憚なもと奏そ上卿大納言藤原實宗實宗官姓
據公卿補任等謂らく我朝の習伊勢を以て本じる時、ハ他社の例に因べらざり申
たり、より終に之を改むる事なし。其古典に暗く佛法よ溺るゝ事、此如き者あ
り、玉海是以僧徒神威を假て朝廷を却し奉りき。東鑑、明月記、天台座主記、此後元久承元の間賀
茂祭近衛使の車、銀を以て種々の物色を飾り、籠馬副童春宮中宮使の儀衛皆
錦繡を装ひ、甚く天下に財を費しき。明月記、仲資王記、朝廷唯綾羅錦繡を飾り、奢侈を
事じるものにあらざり、専ら舞樂競馬を玩ふ事を知て、神を敬ふの實を知ら
ざり、諸國宰吏頻々末社別宮を設け、國領公田を寄奉るが如き其弊甚多し。參酌
明月記、百鍊錄、順德院天皇位記、即給ふに及て之を革るに意あり、建暦二年詔
玉葉大意、順徳院天皇位記、即給ふに及て之を革るに意あり、建暦二年詔

邦を治め民を安くるは、皆幽冥に依り、故恆例臨時の祭は、禮儀を儼にして

順徳天皇

べきを有司事を怠り、諸國對拝を致し、唯條令に背くのみにあらざり、却て神禁
と譲ず者あり、早く祭式を守て、催行はばはあるべからざり、中と就て祈年祭
已下四度幣物案上案下の備あれども、諸國諸社に奉送の禮なきが如し、宜く
建久二年宣旨の隨に之を行ふべし、且祈年穀以下、伊勢幣率分に所納物、或は
年季に充て、或は當日刻限は進濟するを以て、儀式空しく夜景に入り、發遣殆
既更に及ぶ事あり、今より以後、慎て怠る事なれ、凡有封社司神社を修造る
の勤格條に炳焉なると、社司徒は社領利潤を貯て、其破壊を顧みざる故に叢
祠は離荒て、秋露空しく滴り、且小破れ修理を加へば、大損に及て奏聞し、頻に
別功を申請ひ、剩へ已が忠を稱て造畢る由を偽るば、之を政途に論るに、甚
科條よ背げり、故社司符旨に違ひ修造を怠る者ハ、見任と解き、人を撰て改補
し、殊功ある者ハ、褒賞を加へむ、唯社領少き者は、損色を注し、言上を経るに從
て、別功に課せ、造營せしめむ、近頃京畿諸國、恣よ末社を神領の地に齋ふハ、敬

神代餘あるに似て、遷て奠祭代不信に渉り、加之別宮末社の加増に就て、都鄙田地代掠領を致し、法紀と亂る事、是より甚しきばなし。今より後、嚴制を畏れども、奉鎮企る者ありとて、永く禁遏せむ。諸國の吏或は身の祈と稱し、或は人語を得て恣よ國領公田を神社に寄進し、永代免許の字を載るを以て、新司之を停むれ。本所頻に愁を結び、當任之を充むとすれば、後代定めて立錐之地を残さざる歟。今より勅免地を除くの外、永く然らしむる事なれ。伊勢太神宮以下諸社司訴ある時は、狀を勒して官と付く官頭藏人を以て奏聞し、理非を尋ねて裁判する者、則聖代の軌範也。而るよ近年外は例の隨々上達それども、内ハ縁に依て濫奏を企て、奥に媚る事を求めて、裁定の理を仰うべ。神ハ非禮を受され、定て真慮に乖かむ。今より法の如くならざる者ハ重科に處せむ。神人は齊敬を以て本とすべきに、頃年濫惡代民、神人と云ふ者城ム盈て、偏よ神眷を畏き。如此者今より後宜しく法に從て、糾斷せよ。賀茂祭使

齋王禊供奉人の簾車、金銀珠鏡錦繡を用ひ、從類僮僕の裝束と綾羅織物、銅薄の衣を用ふる事と禁み。京畿諸社祭の供奉人裝束、或ハ綾羅錦繡と裁し、金銀珠玉を飾るハ神事代嚴重よ似たりと雖モ、偏に國家代費なきば、永く禁制し、違ふべからざと制給ひ。玉葉載建暦二年宣旨尋て賀茂祭使風流の裝束を止む。業資王記建保元年、清水寺僧延暦寺僧と地を争ひ、城を築て戦むと。時よ使を遣して兵を罷ふむるよ延暦寺僧命と拒き、使者を罵る。使者還て狀と奏す、即勅して兵を遣ふ。之と捕へしむ。近江守源頼茂山後より襲て僧十餘人を斬り、二十人を擒よしければ、僧徒大に怒て、日吉七社以下御簾神鏡を截落し、諸門を鎖。祠官宮巫を追ふ。參取明月記、東鑑、百鍊鈔朝廷患て西面を罪すれども、僧徒聽ざるを以て、日吉祭を賀茂祭に準へ、近衛使を遣ふ。六月會用途を給ひ、辨官行事をべき事を約く宥め。かば、僧徒皆鎮りき。明月記、代要記六年秋、是よりとき箱崎宮留守等大山寺神人を殺すと以て、留守を獄と繫くよ。延暦寺僧猶快しこせど、日吉

神祇志料

卷之四

の十禪師八王子客人祇園^ハ大政所波梨女少將井京極寺等神輿各一基北野二基天神三所を振り京師に入り箱崎宮^ト以て本寺領^トし管主石清水別當僧宋清^ト流^トむ事を請ふ北面に勅^トて防^トむるに兵衛尉加藤光資八王子駕輿丁の腕^ト擊斬^リ汚血神輿に濺^キ僧徒矢に中^ル者あるを以て神輿^ト陣頭に棄去^キ參取東鑑、明月記、初僧徒本地垂迹の説を唱ひ神祇を以て寺家の百鍊鈔、業資王記有^レせしより以來事少しあ意の如くならざる時は神木^ト昇^キ神輿^ト振^ト朝廷を劫^ト濫訴^{横暴}至らざる所なく天子の貴^きを猶殿^ト下^トて神輿^ト避給^ヒ諸衛を^ムて官門を閉衛ら^ムる事^ト皇居災^ト懼^ム例の如し書函類聚國史鈔、明月記、東鑑、禁秘鈔、元亨釋書大要是歲本院三度日吉社^ト幸^ム承久元年又日吉社^ト幸^ム給^ム蓋關東を滅^トむ爲の御祈也百鍊鈔、帝王編年記、一代要記、東鑑、皇帝紀鈔本院嘗^テ關東の權を専らにそる事を惡み給^ヒて賴朝兵權を執^シより力及ば^シ止にたれど今幸^ム其嗣亡ぬ然^ムと北條義時其家人とも^ト仰せにモ從^ハざるを徒^ラ捨

置なば王威斯に盡なむと思して即日吉社^ト忍び詣て終夜大宮の御前^トいりめ^ルき御祈たてさせ給ひげ^ルが三年夏鳥羽城南寺流鏑馬^ト託て兵士を召て義時を討しめ給ふに義時叛奉り京師^ト犯^ムて官軍頻^ム敗られ^キ承記、保曆問記、參取增鏡、東鏡故朝廷幣を十一社に奉^ト戰勝を祈り^ムろども武士直^ト京中に入^ス諸社の神物を掠奪ふ事又甚しく遂に本院^ト隱岐に遷し新院^ト佐渡に遷すの禍あり參取百鍊鈔、東鑑、六代勝事記、後堀河院天皇安貞元年、將軍藤原賴經造伊勢太神宮役夫公米諸國飢疲^ムと以て辨備がたき由^ト奏したかど御相用途闊く^ム云^ム依て駿河伊豆^ト仰せ^ト之を役せ^ムむ^ト東鑑^ト寛喜元年四月去年松尾神輿迎例^ト從て桂供御人船八艘を儲^テ神輿を渡^ム奉^ム時西七條住人等神船^ト入^スて制止を加^ヘ遂^ム鬪靜あり供御人神輿を河岸に遷^ムを以て社司之^ト送奉るに七條住人更に神輿^ト昇^ス送^テ河邊^ト棄奉り^キ爰に七條神人等供御人^ト訴^フ朝廷之^ト決^ムる事^トあ^ハば^ズ此^ト至^テ祠官巫女祭所^ト參會

四條天皇

つれど神人神輿を送奉らざるを以て祭を行はむぞ、十三日僅神輿を出して其事に仕奉りき、六月祇園祭より朝廷甚く財力を盡して、殊に美しく祭を營み秋河崎總社祭に庶民其神異を稱みて歌舞風流極めて盛なりき、明月三年、六波羅に勅みて洛中諸社の祭、非職武勇の輩之に預る事ながらしむ、東記四年、六

天皇天福元年、宇佐使豐島驛より歸來る、雜事整ハゞ、道路塞るを以て也、百鍊嘉禎元年、石清水神領薪莊民春日神領大住莊民、互に水を争て之を殺モ既

して興福寺僧徒、薪莊家六十餘家を焼き、神人を殺モと以て勅して兵を遣て之を拒し、又使を石清水に遣みて鬭争の事を問ふ、神人等官使を追還し、神輿を宿院より移し、京に入て事を訴へむじと依て左少辨藤原兼高とて之を諭下百鍊尋て伊賀大内莊を石清水宮に寄し、大納言源定通と遺忘て神人の意を慰る、百鍊神人等命に從はゞ、百鍊鈔、參取明月記、改て因幡を寄して、神輿の入京を留めむるに、神輿即歸座あり、東鑑、神輿以冬、興福寺僧春日神人、神木を捧げ京

に入て、薪莊を賜ひ、石清水別當宗清を流し、神人交野宗成を誅せむ事を請むと、朝廷兵を遣して之を拒し、百鍊鈔、勅使を春日に遣して、僧徒を諭し、宗清を獄に下し、石清水神人、獄を破りて宗清を奪ふ重て使を遣して、春日臨時祭を賀茂八幡に准へ、公卿使を立らるべしと論給ふに、僧徒雲の如く集ま命よ從はゞ、明年正月、神木神寶を棄去る、百鍊北條泰時使を遣して、嚴に之を諭し、ちろば僧徒畏きて神木歸座ありき、東鑑、百鍊秋、僧徒意の如くならざるを以て、又神木を捧て朝廷を刦し奉らむじ計りしらず、泰時權カよ大和守護人を置き、寺家莊園を收め、莊園に地頭を補し、京畿諸國武士よ、南都の路を塞し、其出入を止むらば、僧徒又大に畏て、神木を本社よ還し奉りき、東鑑安貞より以來、朝廷唯僧徒に横暴を苦しめ、神地を増し祭使を下し、其意を慰ふ事をのみ旨として、大に皇威を耀し、泰時に爲所となして、彼が勢を折き給ふ事あたはば惜哉、斟酌東鑑、百鍊鈔、平戸記大要、然れど興福寺僧珍喜伊勢太神宮役夫工米に催使を

後嵯峨天皇

侵す時は忽に其僧位を解き、祇園の僧勝圓外宮役夫工の催使神部を傷くる。時は神部等其神寶を研損へとて又咎め給ふ事なし、其神祇を敬ふの義未^ト全く亡る者見るべき也。百鍊仁治二年勅して御禊大嘗會用途田地一段毎に錢二百文を進^{ダマツ}べく制給ひ後嵯峨院天皇寛元元年關東令を諸國に下して大嘗會用途の未濟を徵しめ、三年又令を西國^{シナガタ}に下して、平氏及甲乙人の所從を神人^{ミツルヒト}補^{ハシメル}、諸社神職等、事と神威と寄て領家地頭の地と管領^{ミツル}民の煩をな^ム訴を致す事を停め^{ハシメル}む。東鑑二月、神事與行^{ハシメル}議あり、平經高奏^{ハシメル}云、祈年穀月次祭、諸社祭禮幣物庭積等、みな其實なし。今沙汰なくば、後恐らくは治め難し徒に式數^{ハシメル}多^シ従ふ。時は其物多く無實也。仍^{ハシメル}文治中光長卿無實物は、代物を定められ殊々新式を立べしと定め申^{ハシメル}、記錄所に於て沙汰ありかどを其事終に行はれど、建曆建保^{ハシメル}聞^{ハシメル}又此議ありて、其奉行人數等を定められ^{ハシメル}、又施行なく近者仁治に至^{ハシメル}其法を定られき。近來季充幣なほ違亂あり^{ハシメル}。

總て對捍國分^{ハシメル}を以て、兩三年分召越^{ハシメル}故に、諸國譴責に堪ざる事を愁ひ、或は前日當日に至て、纖儲^{ハシメル}くる事ああた^{ハシメル}、切續^{ハシメル}を以て之を奉る。○按神宮御幣ハ功績ざる例抑季充^{ハシメル}建久中、年分勾當辨棟範^{ハシメル}朝臣定められてより、之よ違ハざり^{ハシメル}也。年を経るに從て、違ふ國あり、故度^{ハシメル}其國を切替^{ハシメル}。頃者又此の如^{ハシメル}、諸國對捍^{ハシメル}所納物、其由^{ハシメル}尋て申^{ハシメル}處理あらば切替^{ハシメル}。理なき者ハ之^{ハシメル}を責給はぞ、ハ^{ハシメル}神事與行の義^{ハシメル}あらずと申^{ハシメル}。記平戸然れども此後又祭祀用途の足らざる事^{ハシメル}患ふ。後深草院天皇即位の歲、大嘗會を行ふ、朝廷議ありて、大^{ハシメル}費用を畧^{ハシメル}れどかど猶其闕乏ある事を致せり。公卿議奏^{ハシメル}て曰、是よりとき、大嘗祭料、諸國各二十餘萬匹^{ハシメル}奉り^{ハシメル}。是歲甚く威儀^{ハシメル}減^{ハシメル}ぎ、調度を畧^{ハシメル}。仁治中の物^{カチモナヒ}を通用^{ハシメル}らるゝを以て、各五萬匹^{ハシメル}を獻^{ハシメル}らしむ。唯諸國少^シ不濟^{ハシメル}故^{ハシメル}、行事官節會、樂人裝束等闕^{ハシメル}る事を訴ふ。仍て尾張伯耆^{ハシメル}下野播磨^{ハシメル}大隅^{ハシメル}等及關東不進の諸國^{ハシメル}充謂^{ハシメル}る。皆御禊用途^{ハシメル}を充ら^{ハシメル}。より後、末^{ハシメル}幾時^{ハシメル}を経^{ハシメル}、役夫工

神社志料

卷之四

龜山天皇

計會^ハ間、民愁止難^ムと云を以て諸莊園の役を停め、太政大臣藤原實氏^姓、^名據任^ハ四萬匹^ト進めて其闕乏^ミを補ふ由^ト奏す。爾勅して曰、諸莊園假別^ト支配する者^ハ建曆中^ハ制に立て、舊例^トあらざ、大祀用途は必し^ト臨時徵下^トの事にあらず、關東諸國、公田^ト除くの外、他例^ト引て役夫工を勤め^ハ故宜^ム諸國正稅^ト募て、彼用度の闕乏^ミ充べ^シと詔ひ^キ。^{葉黃}然れども朝廷專ら佛寺^ト修むる事を事として諸國司神社の修造^ト怠り^{ドモ}之^ヲ正^ム給^ハざるを以て、別當神主等^ヲ神物神領^ト貸^テ、興隆の志なく、遂に天下神社大^ニ衰ふる事を致^ム。

參取岡屋關白記、龜山院天皇弘長元年是よりよき、關東頗る神事を興^スその志

兼經公記、東鑑

あり、此^ニ至て令を下^ムて曰、祭は豐年^ニ奢らざ、凶年^ニ儉せ^ム者^ト禮典の定^ム所也、然る^ニ近年神事衰ふるに從て、或^ハ古儀に背^キ、或^ハ侈^ムを事として、世費を忌^ム、神慮測り難き^ハ上に人事^ニ益な^ム。今より以後、恆例祭祀陵夷^ト致^ム。遂^ニ臨時禮奠^ト過差ある事な^ラれ、又有封社^ハ代^ムの符に任せ^テ少破の時修理

を加^ヘ、若大破に及ばば、其由^ト言上^テ沙汰^トべき^ハ制なる^ト。近年社司恣^ム神領の利潤^ト貪り、社壇の破損^ト顧る事なし、唯神慮^ト畏れ^ムのみ^{アラ}ざ、公平^ト忘^ムと謂^ヘ、今より後、法制に違ふ者は、其職^ト改補せしめ^ム。^{東文鑑}永元年十一月、日吉小五月會^ト行^フ、此日前右馬頭平敦朝^{參河國}を賜り、三千六百貫用途^ト進納し造^ム所^ハ七社神輿^ト、本社^ト送奉^ム、武士各甲冑^ト装ふて之^ニ從^ヒ唐崎^ニ南より下馬して、大鳥居に至る時^ニ、僧徒又甲冑^ト被り、社司御子等^ト伴ひ來^テ、大宮樓門^ト前に昇居奉り、祝言申じて、各本社^ト納奉り^キ。^{天台座主記}初寛元中、神事興行ありじより、此に至て新年祭幣物猶式^トの如くな^ラざ、所在^ト知^ルべらざる神社の幣徒^ト、神祇伯家^ト置^ム、明年其班たざる幣物^ハ、神祇官人^ト分與ふべきか、燒棄べきや否を議せしむ^{深心院關白記}、五年蒙古高麗^ニ因て、好^ト求む、其書辭無禮なりしかば、北條時宗直^ニ其使^ト却^け、^{五代帝王物語}神馬及劍^ト賀茂社^ト奉て、之^ニ祈^ム、朝廷又臨時二十二社奉幣使^ト

卷之三

卷之四

後宇多天皇

立て、帝王編 権大納言藤原通雅とえて、宸筆宣命と伊勢太神宮より奉り、五代帝王物語
年記
伊勢公卿 秋天下諸社より大神寶使と發遣し、吉續 一院賀茂及石清水宮より幸し
勅使例

て御祈り給ひ、帝王統八年蒙古使來るより及て天皇石清水宮より行幸したまし
年記

後宇多院天皇即位の歲蒙古西海より寇を聞えかば石清水宮より行幸し又種々の御祈り始め給ひ八幡愚童訓、幣を十六社及三社より奉らるるより對馬國一代要記

帝王編年記、八幡愚童訓、賊船二百餘艘みな浮漂て終は海より沈没たりき、參取歴代
章訓日蓮注書讚、建治元年關東蒙古の使を斬り、帝王編年記、三年其寇を弭る事と十
編年記、二社より新る、興福寺畧、弘安四年蒙古の兵船數千艘筑紫に來寇す、歷代皇紀、帝
二社より新る、年代記、弘安四年蒙古の兵船數千艘筑紫に來寇す、王編年紀、關
東評定傳、八新院石清水より詣て、一夜御祈を給ひ、公卿諸臣をして神樂を行は
幡愚童訓、しめ又七社の御祈を始め、八幡愚童訓、七月新院日吉春日より幸せ、閏月朔天皇
參取増鏡

太政官より幸し官廳より神祇官より行幸し給ひ、大納言藤原經任を勅使とし
幣を伊勢太神宮に奉り、賊難を祈らしむ。伊勢公卿勅使例、一代要記、帝王編年記此日晴たる空忽
に暗く、黒雲一簇石清水宮殿を覆ひ、白羽の鏑矢神殿より西と指て、鳴音夥シテ
かりき。増鏡新院も又我世にしき如斯事出來て誠に此國の傷ノコナはるべくハ御命
をめそべき由御手づら書給ひて伊勢太神宮に奉り。増鏡其他大小神祇に勅
使を下し、奉幣を捧げど云所なく、誠心を盡して神祇を敬ひ給ひ。關東諸國
比武士ミ、又神威を戴き奉て、皇威を振ひ志ムラバば、天神地祇みな靈威を示し給
ひ、參取神皇正統記、太平記、八幡愚童訓、關東評定傳、河野家譜、豫章記、蒙古襲來畫詞、
二社伊勢神宮比末社風社、神名帳に載る所の三千七百五十餘社。○按神社の數、神名帳と
異也、然れども姑舊文、及山家村里の小社櫟社道祖の小神まで震動て御戸
ふ從て輒く改めず、の開かぬは無りしが、夥しき大風吹起て、賊船みな吹破られ、十萬の兵、海に沈
みければ、生殘る者僅よ三人のみなりき。參取太平記、增鏡、一代要記、八幡愚童訓、神明鏡、十

神祇志料

卷之四

萬己下元明神の英威靈德、大概此の如くなる者、實に人力のよく及ぶ所もあらず、五雜粗ハカ、又庸智ハカ、測度識るべき所にあらざり、畏みて敬奉らざるべけむや、參取一代大意、此後新院賀茂兩社に臨幸し給ふ事、前後凡三百度、其他八幡日吉、春日住吉と詣給ふ事又屢なりき、蓋伏見院皇位に即給ふ事、新院の御意よ稱ハざるを以て也、一代要記、蓋字以、伏見院天皇正應二年、氣比社神官等、神輿を昇奉下斟酌增鏡大意、國司神社に造營を怠り、且神人を傷くるを以て、國司と改め、目代を流罪に處せむ事と請ふ、吉續本源、永仁元年、伊勢風社の號を改めて、官號を奉り官幣に預らむ、神祇蓋弘安の御祈ハカ、報賽也、後二條院天皇正安三年、大和の民亂を起し、

春日四社神鏡八面若宮神鏡十面を盜みニ上山ハカ據り、伐滅ハカ、興福寺記、冬神鏡を竊む者を索め、幣と春日社より奉て、之を祈らしめ、十二月に至て、悉く神鏡を獲て本社に藏奉りき、吉續記、興福寺年代畧記、嘉元元年春日社神厨災あり、第四代紀、皇年代畧記、公卿殿の神鏡を失ふ、即其由を占ひ、便を遣して、神庫の鏡を代置しむ、興福寺年代記、德

治二年興福寺僧、春日神木と捧て、事を訴ふ、神木法成寺に入にして、公卿相率て之を迎へ、明年正月、神木猶京に在りて、朝廷叙位を止め、宸筆宣命を下して、僧徒を諭し、其請を聽き給ふを以て、神木歸座ありき、歷代皇記、興福寺畧年補任、降て南北の際に至て、僧徒横暴益甚しく、神輿神木の入浴終て止事なし、園曆、歷代皇紀、大平記、花營三代記、初後嵯峨院位を後深草龜山より傳へ、神皇正統記、特々龜山院の後より後深草院此事をあらざ思ふ、内侍所より祈り、御拜の數を副給ふ事、凡五千七十四日より至りき、増鏡此後北條時宗の議より依て、伏見院を後宇多の太子とせしより、後深草龜山の後、互に皇統を承給ふべく定め申す、又時宗の子貞時謀らひ申す、後伏見院を伏見の嗣じハカ、參取增鏡、神皇正統記、梅松論、之と後二條花園に傳ふ、正統記、皇龜山上、皇嘗て後醍醐院をすま奉らむと思して、告文ハカ八幡神より、正統記、皇龜山上、皇嘗て後醍醐院をすま奉らむと思して、告文ハカ八幡神より文保二年より至て、始て位に

神祖志料

卷之四

即給ひき、歷代皇紀、元應元年、諸公卿に勅して神事の興行を議せらむ。藤原宣房奏とく、祈年月次、諸祭近年所司具ハらぞ、一人數事を兼ね、官人上卿内侍參押と待ぞ、之を行ひ、大中小祀幣物名ありて實なき者、宜しく建長寶治文永の例と因て、興さるべき由を奏す。或ハ又内外宮諸社朽損て、御體雨露に侵さき、盜神殿よ推昇て、神寶を竊去る者あり。宜しく假殿遷宮を行て、神寶を献り、神宮領天慶天祿より後、或は宸筆宣命よ載て不易宣旨を下さるゝの地、先帝の時闕所と稱し朝恩と云々、他人と賜りしを以て、或は寺領となる者あり。宜しく改めて神宮に返し、附け、臨時祭と再興し、又ハ神殿と修め松尾、梅宮、大原野吉田、園韓神社よ料國と附け、或て用途を關東よ充べしと奏ひき。萬一元享元記 年夏、辨官藤原資房、藤原經躬、藤原資明、平成輔、平行高として、各春日、大原野、平野、梅宮、松尾、園韓神、祈年、鎮魂、東宮鎮魂、大祓等、年中諸祭を分掌らしむ。元享元年記録 冬、本院書と石清水よ奉て、皇子量仁親王立坊御願書 事と祈る。後伏見院 嘉曆三年

よ至り、皇太子よ立給ひき、歷代皇紀、皇胤紹運錄、代畧記、島津家本太平記、尋て本院又願文と賀茂社と奉て、皇太子達と皇位と繼む事を祈申ひき、後伏見院。此後北條高時已が威を恣に志、皇統の事を議申しければ、天皇深く憤り坐て、其族を滅し給むとせんより、遂よ元弘建武の亂あり。參取神皇正統記、太平記 元弘元年秋、天皇高時が廢立を謀る事を知食て、三種神器と御車に載奉り、潛よ笠置山に幸ひ給ふ。増鏡、太平記、御願書 時に高時皇太子を以て帝位に即まらせ、毘沙門堂所藏記、皇胤紹運錄、皇年代畧記、歷代皇紀 大佛貞直をして神器を新帝と傳奉らむ事を請ふ、天皇中納言藤原藤房を以て勅旨を傳へと曰く、神器は古より繼體の君位と受させ給ふ時、之を授奉る者也、四海と威を振ふ逆臣、天下を掌に握る事ありじと、未と此重器を擅よて、新帝に渡奉る例なし、且内侍所をば、笠置に捨置奉しかば、戰場の灰塵にこそ墮させ給ひつらめ、神聖ハ山中よ迷ひし時、木枝よ懸置ひりど、遂よはよを吾國比鎮護とならせ給はぬ事ハあらじ、寶劍は武臣神罰を顧みだして、玉體よ近き奉る

事あらば、其刃よ伏させ給てむ爲に、誓を御身を放たるまじと、仰せければ、貞直等詞なくして退きしも、六波羅よ幸し給ふ時、重て請申すを以て、即新器を授給ひき。太平記、參取皇年代畧記、増鏡。○按諸書新器の事を言はず其說本紀よ詳也。又按皇年代畧記、神靈聊子細ありと云ひ、増鏡ふ隱岐より還幸の時、聖の箱を御身よろふとあるに據時は、鏡劍をば舊物を渡し給ひけれど、神靈は神世の物なる故に、新器を造て授給へるよ似より、姑附て後考ふ備ふ。

年、隱岐よ遷り給ふよ及く、高時薙髮を勧め奉るゝ、袞龍の御衣を脱せ給てぞ、假け皇居を淨め石灰壇に准へ、日毎よ沐浴して、太神宮を拜奉りき、蓋神靈を保たせ給ふを以て也。太平記三年出雲杵築社に勅して、逆賊を亡し、王室を興復モテオコと

事を祈り、又寶劍に代用ふる爲に、神庫の御劍を獻らしむ。出雲日御崎社文書年號を記さざれとも、當時寶劍を北主に渡されし故に、此勅あり左事著し故今姑く此と附く。夏、東軍悉く敗れ、北條仲時時益等又誅せらるゝ、官軍やがて京師を復し、本院新院新主を取參らせ。參取神皇正統記、太平記守良親王は兵士ハ、前に授けし劍璽を近江番馬に得て、朝廷を奉るゝ。太平記此

時新田義貞兵を關東に起し、神祇の佑を得て、直に鎌倉に入て高時を誅し、天下悉平にけれハ、天皇神靈と聖體に副て、都に還らせ給ひき。太平記、神皇正統記、皇胤紹運錄、公卿補任、保曆間記世人みな之を歎びて、源賴朝權を専らにしてより、朝廷政柄を失ひし事、既に久しきりとも此よ至て輒く治めらきは、實に天神地祇の力也と仰き奉りき。神皇正統記然れども天下の道路壅塞て、諸國に召物を催せ事あらば

此、大賀茂御阿禮、日吉祭の如きを皆絶て、祈年祭案上案下官幣は神社を、其所在と辨ふべからざるに至れり、大平記、建武年中行事、建武元年、天皇石清水社に幸ふ給ふ、是よりとき天皇稍政事に怠り、奢侈と事とせらる、故に至て佐々木高貞ハ橋渡の使よて裝を麗美くち、高師泰は侍所にて、毛汰の馬胄を番ばせ、隨兵百餘騎を從ふ、權中納言藤原藤房ハ檢非違使の別當なりければ、人皆目を驚せばりに裝て、御供仕奉りき。太平記、天正本太平記、東寺長者補任、既にちと藤房官を棄て去り公卿補任、護良親王鎌倉に流され、元弘日記裏歴代皇紀、護良親王鎌倉に流され、元弘日記裏書、梅松論、尋て足利尊氏、叛き奉り、延元元

年、京師を犯すよ及て、天皇日吉大宮より幸を給ふよ、僧徒参詮者なかりか、
懇念を惱む、宸筆御願書と神殿より納奉るよ、感應響の如く、三千僧徒悉く集來
りて、官軍力を得たりき。太平記當時新田義貞楠正成等謀畧を盡して、尊氏を敗
り、京師を取復せしかど、藤房既も去しより、朝廷人なく、大よ人心を失ひ、正成死
して後、官軍頻々利あらば、太平記、尊氏間より乗て、光明院を帝と奉り、歴代皇
紀、公卿

梅松論任偽を車駕を京師より迎へむ事と請申しかば、密々之と聽給ひ、又義貞より勅

志て、皇太子を輔奉り、北國を經畧せしむ、此時事機既も去て、又爲そべらば、
義貞即夜日吉大宮社より詣て、祈りけらく、某神明の威より頼る年を送る事久々、
願ひくして保護を垂て、再び大軍を興じ朝敵を滅ぼしの力を得しめ給へ、不幸より
て此望を遂ぞて、子孫より身を國家に致して、父祖の恥を雪むる者あらむ、
即ち、其忠義の心撓まとる事、かよりしきと、遂に身を越前より失く、志を遂
る事あこぞ、天皇已より尊氏が欺を信く、華山院より還幸なりし時、直義又追奉

神器を傳へむ事を請申され、即兼て造り置きし偽器を新帝より送り給ひ。

太平記神器をば刑部大輔大江景繁より負ひめく、芳野より幸をき、太平記、保

暗かりければ、稻荷神を拜み給ひに赤雲道路を照ら奉り、太平記、吉

皇太子

義良親王伊勢より陸奥に赴き給ふよ、兵船悉く吹漂とれ、御船危かりに

太陽の如き光り船頭より赫奕て、事故なく伊勢より吹還し奉るを以て、人々な其

神明の陰佑ある事を畏み奉りき。

神皇正統記、新葉集、太平記、元弘日記裏書、吉野拾遺、野拾遺

朝廷を左右保護給ふ事の深切にして、且著明なる事、此の如く、唯天皇既已政

事に怠り、神意より承遵ひ給ひぞ、處置みな其當と矢ふ時て、蓋明靈威徳の神也

又如何ともする事なきのみ、既にして朝廷大よ衰へ、威令天下に行はれど、武

士諸社の神殿に打入て、戸帳を下し、神寶を奪ひ、獅子狛犬を破て薪とせるの類、

甚多く、神祇の祭奠又記より足る者なし、獨神器吉野より在るを以て、賊臣尊氏

が如きを、終に其志を逞ふ事あたる。

大治、樹齋園大曆、太平記、後小松院天皇

後小松天皇

代時より及て、粗祭祀の禮を興されしりど、猶未た古に如くならば、此後騷亂相繼々、恆例の祭をら行ふに違あらず、神祇の禮典衰ふる者又此に極品、續神皇正統記歴代皇紀、思儘日記、花營三代記、然もあれど天津日の御光古より異なる事なく、天日嗣ハ即神勅のまゝに、天璽を受給ひぬれば、誰も又之を侮り汚ら奉る事を得む、天德壽永の變ありど雖も、上世の鏡劍神璽一つも、闕失給ふ事なし、然れどみならば數千年の間、上となく下となく、天下の人みな天神地祇に齋胄にあらず、各よく其心を竭ら、力を致して、天祖の皇胤に仕奉らざる者なし、嗚呼又盛なりど謂ざるべけむや、神皇正統記、然らば神道衰へとりと云ふを、邪說盛なりと云談治要大意、トホロギ遠天皇の典則ミノリを依て、天神地祇を敬奉り、氏人ヒトをして氏神を祭らしめ、天祖天神の佑カキを被り、威稟ヤガシキを振興スナケル坐て、青雲アオニに靄カクレく限り、舟艤ヨリの至り留る極み、狹國サキハ廣く、峻國ヤガシキハ平げく、遠國ハヤシは八十編懸ツナカケルて引寄る事の如く、まつりこち給てば、神道の興る事、足を擧て俟べき也。

○四之卷正誤

- 一張左 玉當作王 ○七張右 比當作此 ○同張左 呂當作召 ○十三張右
論 ○同張左 與當作興 ○十四張右 功當作切 ○同六行 與當作興 ○同十
行 國字倒
○同十
○二行 謂當作課 ○同張左 雞當作雞 ○同七行 貧當作貪 ○同
行 與當作興 ○同十
行
忌當作忘 ○十七張左 享當作亨 ○廿張右 矢當作失



